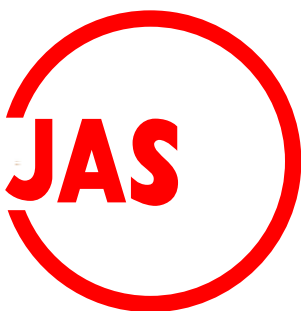


# JAS

## 制度の手引



生産情報公表  
JASマーク



選んで安心JASマーク



特定JASマーク



有機JASマーク

平成16年8月版

## JASとは

日本農林規格の英訳「JAPANESE AGRICULTURAL STANDARD」の頭文字をとった略称ですが、現在では制度全体をあらわす言葉として使われ、個々の物資についての日本農林規格は、JAS規格と呼ばれています。

# 目次

1 . JAS制度とは.....	2
2 . JAS規格制度とは.....	4
3 . 品質表示基準制度とは.....	19
4 . 監視体制と違反への対応.....	25
5 . JAS制度の普及促進.....	30
資料編.....	31
JAS制度についてのお問合せ先.....	44

# 1 . J A S 制度とは

## (1) J A S 制度の概要

J A S 制度は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）（J A S 法）」に基づいて、農林物資の 品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び 使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（J A S 規格）による検査に合格した製品に J A S マークをつけることを認める「J A S 規格制度」と、一般消費者の選択に資するために農林水産大臣が制定した品質表示基準に従った表示をすべての製造業者又は販売業者に義務付ける「品質表示基準制度」の 2 つからなっています。

## (2) J A S 制度の改正

J A S 制度は、昭和 25 年に農林物資規格法としてスタートし、昭和 45 年に品質表示基準制度を加えて現在の形となり、これまで、食品等の品質の改善や消費者の選択の一助としての役割を果たしてきたところです。

さらに、その後の社会情勢等を鑑みて、制度の改正・見直しが行われています。

### ア．平成 11 年 7 月の改正

#### (7) 食品表示の充実・強化

一般消費者向けのすべての飲食料品を品質表示基準の対象とするとともに、その中で、すべての生鮮食料品について原産地表示を行うこととなりました。

#### (1) 有機食品の検査認証・表示制度の創設

有機食品について、その生産又は製造の方法について検査認証を受けたものにのみ「有機」の表示を付して、一般消費者向けに流通する仕組みが整備されました。（12 ページ 2(3)参照）

(ウ) J A S 規格制度の見直し

a . 規格の定期的見直しの法定化、国際整合化

5 年ごとに既存の規格を見直すことを法定化し、規格制定等の際に国際規格の動向等を考慮することとなりました。

b . 登録認定機関に認定された事業者による格付（9 ページ 2(2)エ参照）のための仕組みの導入

登録認定機関による生産・製造工程、検査等の品質管理体制等の審査を受け、製品の品質の安定性及び規格への適合性が確保されると認定された製造業者等が、自ら格付を行い、J A S マークを表示する仕組みを導入しました。

c . 登録格付機関、登録認定機関への民間能力の活用

公益法人等に限らず、株式会社等の営利法人についても登録格付機関、登録認定機関に参入できるものとし、格付等について広く民間能力を活用するための条件を整備しました。

イ . 平成 14 年 6 月の改正

(7) 公表の迅速化

従来は、品質表示基準違反者に対しては、農林水産大臣の指示に従わない場合に企業名等を公表することとしていましたが、消費者への情報提供を図る観点から、迅速に違反者名を公表することが可能になりました（指示をした場合には、原則公表）。

(イ) 罰則の強化

指示を遵守すべき旨の命令に違反した場合の罰則を、次のとおり大幅に強化しました。

懲役		なし	1 年以下
罰金	個人	5 0 万円以下	1 0 0 万円以下
	法人	5 0 万円以下	1 億円以下

## ウ．今後の改正

近年、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっている中で、ＪＡＳ制度を消費者ニーズに的確に対応したものとする必要があります。

また、ＪＡＳ規格の認証制度については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）により、行政の裁量の余地のない形で国に登録された第三者機関が検査認証を行うための制度改正を平成 17 年度までに実施しなければならないこととされています。

このため、平成 15 年 10 月より、「ＪＡＳ制度のあり方検討会」を開催し、「流通」や「表示」に関する規格等新たな社会ニーズに対応したＪＡＳ規格の制定が可能となるよう制度を検討すること

登録認定機関の登録基準を法律に明記する等国の関与を最小限にすること

インターネット販売やカタログ販売における表示形態を品質表示基準による規制の対象に含めるよう検討すること

などを内容とした、「ＪＡＳ制度のあり方検討会中間取りまとめ」を平成 16 年 7 月 1 日に公表したところです。

今後は、同年秋を目途に最終報告書が取りまとめられる予定です。

## ２．ＪＡＳ規格制度とは

### (1) ＪＡＳ規格の制定等

ＪＡＳ規格は、農林水産大臣が、農林物資の種類（品目）を指定して制定します。また、利害関係者はＪＡＳ規格を定めるよう農林水産大臣に申し出ることができることになっています。

規格の制定等にあたっては、必ず、消費者、生産者、実需者、学識経験者等から構成される「農林物資規格調査会（ＪＡＳ調査会）」の議決を経なければなりません。

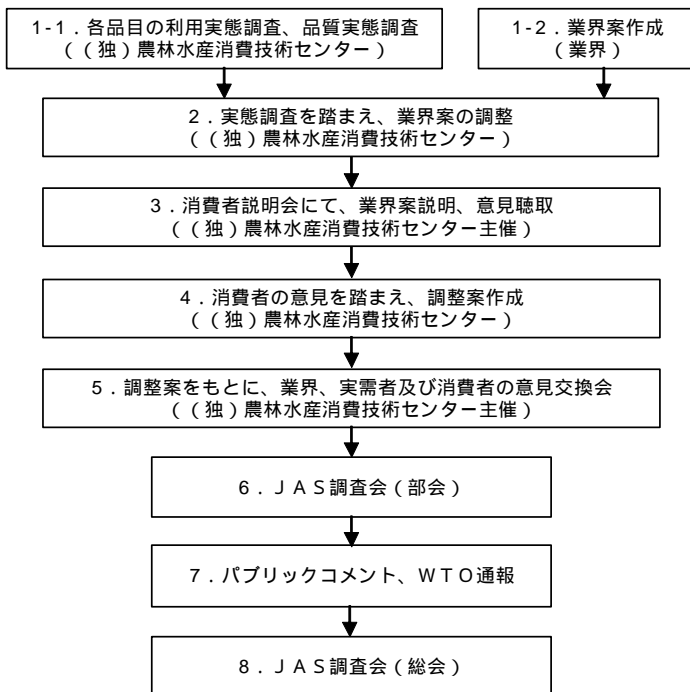
ＪＡＳ規格を社会ニーズの変化に対応させ、また、必要性の乏しくなった規格を整理するため、平成 11 年のＪＡＳ法改正により、既存のＪＡＳ規格につ

いては、5年ごとに見直しを行うこととし、また、その際には、生産、取引、使用又は消費の現況や将来の見直しに加え、国際的な規格（コーデックス規格等）の動向を考慮することとなりました。

また、JAS規格の制定、改正にあたっては、消費者への説明会、関係事業者と消費者の意見交換会が開催されるほか、パブリックコメントの募集、WTO（世界貿易機関）への通報が行われ、広範な意見を踏まえた上で、JAS調査会で議決されます。さらに、JAS調査会は公開であって、総会の議事録は農林水産省のホームページ上に掲載されます。（図1参照）

**コーデックス規格**：FAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）により合同で設置されたコーデックス委員会において制定された国際規格。

図1 JAS規格の見直しの流れ



## ア．規格の対象品目

ＪＡＳ法において、農林物資とは酒類、医薬品等を除く 飲食料品及び油脂、農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（ に掲げるものを除く。）であって政令で定めるもの（一般材、合板、生糸等）をいい、これに該当するものであれば国内外のいずれで生産・製造されたかにかかわらず、ＪＡＳ規格の制定の対象となります。

平成１６年７月現在、７６品目について２４６規格が定められています（３１ページ資料１参照）。

## イ．規格の内容

ＪＡＳ規格は、一般に 適用の範囲、定義、基準、測定の方法から構成され、(1)品位、成分、性能等の品質に関する基準を定めたもの、(2)生産の方法についての基準を定めたものの２種類のタイプの規格があります。

ＪＡＳ規格のうち、生産の方法についての基準を内容とするもの（特別な生産や製造方法、特色ある原材料に着目した規格）は、「特定ＪＡＳ規格」と呼ばれています。

平成１６年７月現在、特定ＪＡＳ規格としては、熟成ハム類等、地鶏肉及び有機農産物並びに有機農産物加工食品の他に、平成１５年１０月３１日に「生産情報公表牛肉」が告示（同年１２月１日施行）され、また平成１６年６月２５日に「生産情報公表豚肉」が告示（同年７月２５日施行）され、計９品目１０規格が制定されています（生産情報公表ＪＡＳ規格については、１６ページ参照）。

## (2) ＪＡＳ規格による格付

ＪＡＳ規格が定められた品目について、その該当するＪＡＳ規格に適合していると判定することを格付といい、格付を受けた製品にはＪＡＳマークをつけることができます。

この格付を受けるかどうかは、製造業者等の自由に任されており、ＪＡＳ

マークの付されていない製品の流通にも制限はありませんので、JASマーク制度の普及は基本的にJASマークにより品質を保証された製品が市場において消費者等に好まれ、選択されることにかかっています。

#### ア．格付の方法

格付及びJASマークの表示を行うには、次の2つの方法があり、ともに第三者認証によりマークの信頼性を担保する仕組みとなっています。(図2参照)

登録格付機関又は都道府県などの第三者機関(以下「格付機関」といいます。)が検査し、製品の格付を行う方法

登録認定機関又は農林水産大臣(以下「認定機関」といいます。)により認定を受けて、製造業者又は生産行程管理者が自ら製品や生産行程の検査をし、格付を行う方法

生産行程管理者：農林物資の生産行程を管理・把握するもの。

#### イ．格付のための検査方法

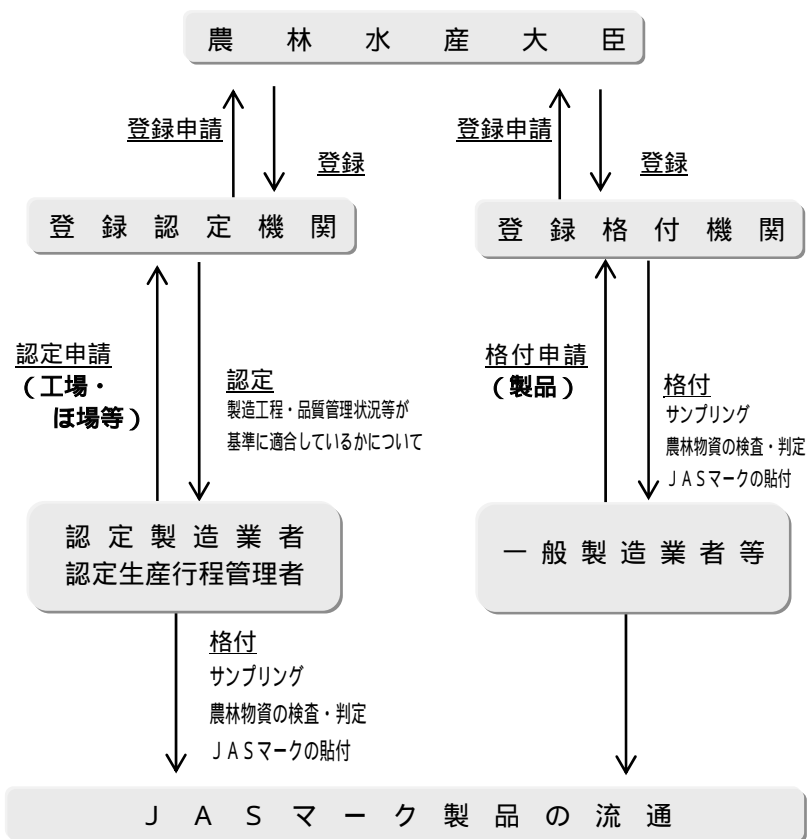
JAS規格の格付のための検査の方法は、農林物資の種類ごとにそれぞれ農林水産大臣が定めています。

一般的には、主に製品から試料を抽出(サンプリング)して検査し、判定することとしています。特定JAS規格に係る生産行程の検査は、生産の記録の点検等により行われます。

#### ウ．格付機関による格付

格付機関による格付を受けようとする場合には、最終製品の荷口ごとに登録格付機関(33ページ資料2：一部の品目については都道府県や独立行政法人農林水産消費技術センターが格付を行っているものがあります。)に格付の申請をします。

図2 格付の仕組み



外国製造業者等は上記に加え、登録外国格付機関の格付又は登録外国認定機関の認定を受けることができる。

小分け業者、輸入業者についても認定機関の認定を受けて格付の表示を行うことができる。

これを受け、格付機関は 試料の抽出（サンプリング）、その分析・判定検査（テストング）、判定結果に基づく製品へのJASマークの貼付（ラベリング）を行います。

## 登録格付機関

登録格付機関は格付業務に関する規程（格付業務規程）を定め、農林水産大臣の認可を受ける必要があります。また、格付の手数料についても農林水産大臣の認可を受けなければなりません。これらを変更する場合も同様です。

また、登録格付機関は格付に関する業務に関し、帳簿を記載し、5年間保存しなければなりません。

なお、登録格付機関は5年ごとに登録の更新を受ける必要があります。登録申請の受付窓口：農林水産省消費・安全局表示・規格課。ただし、1つの都道府県内で業務を行う格付機関の登録、監督は都道府県知事が実施。

## エ．認定製造業者・認定生産行程管理者による格付

自ら格付を行おうとする製造業者や生産行程管理者は、格付を行おうとする農林物資の種類及び工場又はほ場ごとに登録認定機関に認定の申請をします。

申請を受けた登録認定機関は、申請者の品質管理システム等が、農林物資の種類ごとに農林水産大臣が定めた「認定の技術的基準」に適合するかどうかについて検査し、認定を行います。

認定を受けた製造業者や生産行程管理者（以下、それぞれ「認定製造業者」、「認定生産行程管理者」といいます。）は、自らが製造又は生産した製品についてJAS規格に適合するかどうかの検査を行い、適合する場合にはJASマークを貼付して販売することができます。

## 認定の技術的基準

登録認定機関は、農林物資の種類ごとの認定の技術的基準に基づき、製造業者や生産行程管理者などからの申請に対する認定を行うこととなります。

例えば製造業者の認定の技術的基準では、認定を受けようとする農林物

資を製造するために必要となる施設、品質管理の規程の整備などが要件として定められています（有機農産物の生産行程管理者の場合は、生産行程管理の規程の整備など）。これらの要件を満たしたものでなければ、認定機関から認定を受けることはできません。

### **登録認定機関**

登録認定機関は認定業務に関する規程（認定業務規程）を定め、農林水産大臣の認可を受ける必要があります。また、認定手数料についても農林水産大臣の認可を受けなければなりません。これらを変更する場合も同様です。

また、認定に関する業務に関し、帳簿を記載・保存し、5年ごとに登録の更新を行う必要があります。

なお、登録認定機関の役職員は認定業務によって知り得た秘密を漏らしたり、自己の利益のために使用してはならず、認定の業務に従事する者については、刑法その他の罰則の適用については公務に従事する職員とみなされます。

この登録認定機関についても登録格付機関と同様に、株式会社などの営利法人であっても登録を受けることができます。

登録申請の受付窓口：農林水産省消費・安全局表示・規格課。

### オ．認定小分け業者による格付の表示

有機農産物や地鶏肉等については、流通過程（卸売業者やスーパーなどの段階）においてＪＡＳマークが付された大口の包装形態から小売り用包装に小分けする場合があります。このような場合でも、大口の包装・容器に付されていたＪＡＳマークを小分け業者自らが小さな包装・容器に付け直すことによって、消費者に提供された際、ＪＡＳ規格による格付を受けた製品であることがわかります。このため、小分け業者が小分けを行ったときに、ＪＡＳマークを再貼付することができる仕組みが設けられています。

小分け業者がＪＡＳマークを付そうとする場合は、事業所及び農林物資の

種類ごとに認定機関に認定の申請をし、認定の技術的基準に適合するかどうかについて認定を受ける必要があります（認定小分け業者）。

#### カ．外国における格付

外国（農林物資について）JASと同様の格付の制度を有している国として農林水産省令で定める国に限ります。表 1 参照。）の法人は、国内の法人と同様の要件を満たせば登録外国格付機関や登録外国認定機関として農林水産大臣の登録を受け、格付業務や認定業務を行うことができます。

これにより、外国製品については、登録外国格付機関が格付を行いJASマークを付け、又は外国の製造業者、若しくは生産行程管理者が登録認定機関や登録外国認定機関の認定を受けて（それぞれ「認定外国製造業者」、「認定外国生産行程管理者」といいます。）自ら格付を行いJASマークを付けることができます。

#### キ．承継

認定製造業者、認定生産行程管理者及び認定小分け業者（以下「認定製造業者等」といいます。）が認定を受けた農林物資の格付の事業を全部譲渡したり、当該認定製造業者等について相続又は合併が行われた場合には、「認定」の効力が法律上当然に承継されます（後述の認定輸入業者も同様です。）。

表1 農林物資についてJASと同等の格付の制度を有している国として農林水産省令で定める国

平成16年7月現在

農林物資	国名
製材（広葉樹製材を除く）	アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ、ノルウェー
広葉樹製材	オーストラリア、カナダ、ノルウェー
合板	アメリカ合衆国、インドネシア、オーストラリア、カナダ
集成材	アメリカ合衆国、インドネシア、オーストラリア、カナダ、ノルウェー
フローリング	アメリカ合衆国、インドネシア、カナダ
単板積層材	アメリカ合衆国、インドネシア、オーストラリア、カナダ
構造用パネル	アメリカ合衆国、カナダ
枠組壁工法構造用たて継ぎ材	アメリカ合衆国、カナダ
有機農産物 有機農産物加工食品	アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク

### (3) 指定農林物資

指定農林物資とは、名称の表示の適正化を図るため、JAS規格による格付の表示が付されていない場合には、当該JAS規格に定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないというものです。

ここでいう、指定農林物資とは、次の条件を満たすものをいいます。

生産の方法についての基準に係るＪＡＳ規格（特定ＪＡＳ規格）が定められている農林物資

のＪＡＳ規格において定める名称が、当該ＪＡＳ規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの

平成１６年７月現在、政令で定められた指定農林物資は、有機農産物及び有機農産物加工食品の２つです。

#### ア．有機農産物及び有機農産物加工食品の検査・認証制度

有機農産物の表示については、平成４年に「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」（平成８年１２月に「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」、平成１３年４月に「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」と改正）が制定され、その適正化が図られてきましたが、ガイドラインは法的強制力を有していないことから、不適切な表示が多く見られ、消費者、生産者の双方から、法制度に基づく表示の規制を行うことへの要望が高まってきました。

一方、国際的には、平成１１年７月にコーデックス委員会において有機食品の生産、加工、表示及び販売に関する国際ガイドライン（コーデックスガイドライン）が制定され、その生産基準、第三者機関による検査認証の仕組みや有機食品の表示の適正化に関する指針が示されました。

このような状況に対応するため、有機農産物及び有機農産物加工食品（以下「有機農産物等」といいます。）の特定ＪＡＳ規格を定め、その検査認証制度を整備するとともに、これらの食品を表示規制のかかる指定農林物資に指定することにより、有機食品に関する表示の適正化を図ることとなりました。

すなわち、有機農産物等については、認定機関から認定を受けた生産者等が、その特定ＪＡＳ規格に適合するものであるかどうかについて格付又は格

付の表示を行い、有機 J A S マークの貼付されたものでなければ、「有機」「オーガニック」等という表示ができなくなりました。

#### 【参考】特別栽培農産物について

化学合成農薬と化学肥料をともに一定以上減らして栽培された農産物については、特別栽培農産物として、上述のガイドライン（平成 15 年 5 月改正）に基づく表示が可能となっています。

なお、ガイドラインで定められた適用の範囲や名称などの表示方法については、平成 13～14 年度に委員会を設置して、地方自治体への調査等を通じ検討が行われ（事務局：社団法人 日本農林規格協会（J A S 協会））、その検討結果等に基づき、新ガイドラインが平成 15 年 5 月に公表され、平成 16 年 4 月 1 日に施行されています。

#### イ．輸入品への格付の表示

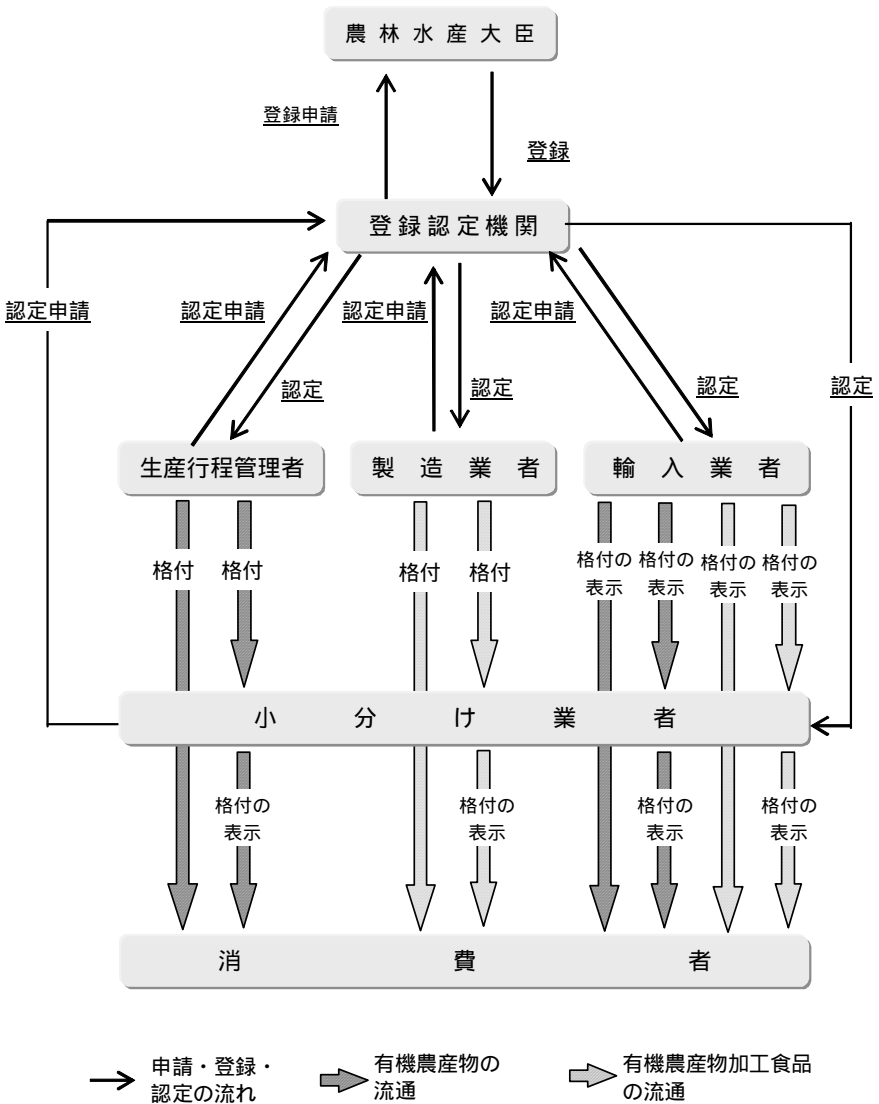
有機 J A S マークが付されていない場合は、「有機」等の名称の表示ができないことは、輸入品にあっても同様です。

輸入された有機農産物等に格付の表示をし、「有機」等の表示をするためには、次の 2 通りの方法があります。

認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者が特定 J A S 規格による格付を行い、有機 J A S マークを付した有機農産物等を輸入する方法  
輸入品を取り扱う施設や管理の状況が農林水産大臣の定める基準に適合しているとして認定機関の認定を受けた輸入業者（認定輸入業者）が、外国（指定農林物資について J A S 制度と同等の水準にある格付の制度を有すると認められる国に限ります。）の政府機関やこれに準ずる機関として農林水産大臣が指定した機関の発行した証明書又はその写しが添付されている輸入有機農産物等に有機 J A S マークを付する方法

有機農産物等についての名称の表示を行うための流れは図 3 のとおりです。

図3 有機食品の検査認証制度の仕組み



## (4) 生産情報公表 J A S 規格について

BSEの発生や最近の食品の不正表示事件を背景として、消費者の間に食品の安全に対する不安や食品表示に対する不信が生じており、消費者の「食」に対する信頼の回復を図る必要性が高まってきました。

このため、トレーサビリティシステムの導入など「食卓から農場まで」顔の見える仕組みを整備する一環として、食品の生産情報を、消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認定する J A S 規格が導入されることとなり、まず、国民の関心が特に高く個体管理の体制が整備されている牛肉について、この規格が制定（平成 1 5 年 1 0 月 3 1 日告示）され、続いて豚肉について規格が制定（平成 1 6 年 6 月 2 5 日告示）されました。現在、農産物の規格が検討されています。

### ア．認定生産行程管理者による生産情報の記録・保管・公表

農林水産大臣が登録した第三者機関である登録認定機関から J A S 法に基づく「認定生産行程管理者」として認定を受けた生産者等は、J A S 規格に従い、識別番号ごとに、生産情報を正確に記録・保管・公表し、J A S マークを付して販売します。

### イ．認定小分け業者による小分け及び荷口化

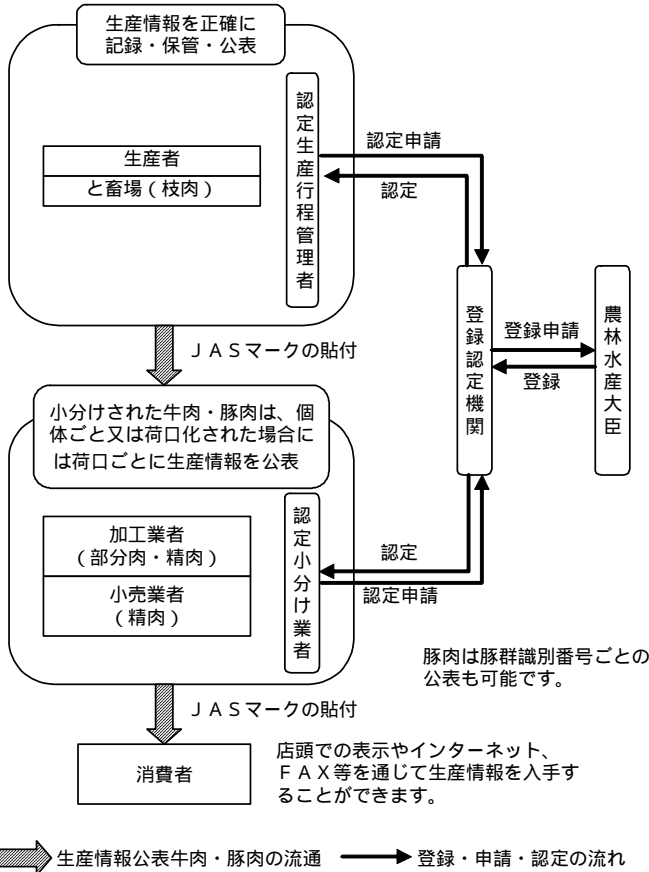
登録認定機関から J A S 法に基づく「認定小分け業者」として認定を受けた流通業者等は、J A S マークが付された食品を小分けして、小分け後の食品に J A S マークを付して販売します。小分けの過程において荷口化（例えば、複数頭の牛から得られた牛肉を一つの荷口とすることをいいます。）した場合には、荷口ごとに生産情報を公表し、J A S マークを付して販売されます。

### ウ．消費者への情報提供

消費者は、生産情報公表 J A S マークが付されている商品につき、個体識別番号又は荷口番号等から、店頭での表示やインターネット、F A X 等を通じて、生産情報を入手することができます。

生産情報公表 J A S マークの付いた商品が消費者に渡るまでの流れは図 4 のとおりです。

図4 生産情報公表JAS規格制度の仕組み（牛・豚の場合）



### 生産情報公表牛肉について

牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛肉トレーサビリティ法)」により、国産牛肉について牛の種別・とさつ年月日等の生産情報の提供の仕組みが整えられていますが、JAS規格においては、同法が適用される国産牛肉については、同法により提供される生産情報に加え、給餌情報、動物用医薬品の投与情報の公表を求めるとしてあります。

また、輸入牛肉についても、国産牛肉と同等の公表を求めるとしてあります。

## (5) 林産物について

製材、合板、フローリング及び集成材等の林産物は様々な用途、特に、住宅や家具といった身近なところに多く使用されています。

JASでは、これらの林産物について、寸法の許容差、外面の品質（節、割れ、きず等の見た目の品質）、含水率、接着性能、強度に関する性能等について規定しているほか、シックハウス症候群で問題となっているホルムアルデヒドについての放散量の基準及び表示の基準をそれぞれ定めています。（表2参照）

ホルムアルデヒド放散量については、平成15年2月の規格改正で、合板、集成材等に上位の基準を追加するとともに、主に住宅の内装用に使用される合板のうち、普通合板、天然木化粧合板、特殊加工化粧合板、フローリング、集成材及び単板積層材のJAS製品について表示を義務化することとしました。

このように、林産物のJAS規格では、用途に応じた品質性能に関する基準、また、表示の基準を定めています。

表2

表示記号	放散量の基準値	
	平均値	最大値
F	0.3mg/L以下	0.4mg/L以下
F	0.5mg/L以下	0.7mg/L以下
F	1.5mg/L以下	2.1mg/L以下
F S	3.0mg/L以下	4.2mg/L以下
F	5.0mg/L以下	7.0mg/L以下

注1：対象品目は、合板、フローリング、集成材、構造用集成材、単板積層材、構造用単板積層材、構造用パネル

2：F Sは、集成材及び構造用集成材、F は、それ以外

3：コンクリート型枠用合板については、F の設定をしていない

## 3 . 品質表示基準制度とは

### (1) 品質表示基準制度の概要

最近の食品に対する消費者の関心の高まり等から、消費者の商品の選択の目安となる情報をくまなく正確に伝える必要があるため、平成11年のJAS法改正により、一般消費者向けのすべての飲食料品について横断的な品質表示基準が定められました。

このほか、飲食料品の各品目ごとの特性に応じ、追加的に必要な品質表示基準を定めることもできることとなっています。

表示が義務付けられるのは、農林物資の流通形態によって、製造業者であったり販売業者であったりしますが、いずれの場合でも、一般消費者に正確な情報が伝えられるよう、川上から川下まで流通のすべての段階で的確に情報が伝わる必要があります。

参考：「食品の表示に関する共同会議」について

現在の食品の表示については、JAS法以外に食品衛生法などでもルールが定められており、複雑でわかりにくい等のいろいろな問題が指摘されています。

このため、農林水産省の農林物資規格調査会と厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の共同で「食品の表示に関する共同会議」が平成14年12月に設置され、JAS法及び食品衛生法に共通する表示項目、表示方法等について検討を行っています。

### (2) 生鮮食品の表示

生鮮食品（農産物・畜産物・水産物）の表示については、平成12年3月31日に告示された「生鮮食品品質表示基準」に基づき、同年7月1日から一般消費者向けに販売されるすべての生鮮食品に適用されています。

生鮮食品に必要な表示事項は、「名称」と「原産地」の2点です。

## 名称

その内容を表す一般的な名称を記載します。

## 原産地

品目の特性により以下（表3参照）のように記載します。

表3

品目	国産品	輸入品
農産物	都道府県名 市町村名その他一般に知られている地名での記載可	原産国名 一般に知られている地名での記載可
畜産物	国産である旨 都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名での記載可	原産国名
水産物	水域名又は地域名 水域名の記載が困難な場合は水揚げ港又はそれが属する都道府県名での記載可 水域名に水揚げ港又はそれが属する都道府県名の併記可	原産国名 水域名の併記可

水産物は、「名称」「原産地」のほかに、「水産物品質表示基準」に基づき、  
冷凍したものを解凍したものである場合は「解凍」  
養殖されたものである場合は「養殖」

と表示しなければなりません。

これらの表示事項は、容器又は包装の見やすい箇所や商品に近接した掲示等、消費者の見やすい場所に表示します。

なお、生鮮食品を生産（採取及び採捕を含む）し、生産したその場で消費者に直接販売する場合、又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合は、名称・原産地を表示する必要はありません。

その他、玄米及び精米（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）は、「玄米及び精米品質表示基準」に基づき、「名称」「原料玄米」「内容量」「精米年月日」「販売者等の氏名又は名称、住所及び電話番号」を定められた様式で容器又は包装の見やすい箇所に表示します。

原料玄米については、

単一原料米の場合、検査証明を受けた原料玄米の「産地」「品種」「産年」「使用割合」について記載します。また、検査証明の全部又は一部を受けていない場合、全部又は一部が証明を受けていない旨及び国産品は「国内産」、輸入品は原産国名をその使用割合と併せて記載します。ブレンド米の場合、ブレンド米である旨（複数原料米等）及び国産品は「国内産」、輸入品は原産国名をその使用割合と併せて記載します。また、「産地」「品種」「産年」については検査証明を受けた原料玄米が使用されている場合に、それぞれに対応する使用割合と併せて記載することができます。

### (3) 加工食品の表示

#### ア．加工食品の一括表示

加工食品の表示については、平成 12 年 3 月 31 日に告示された「加工食品品質表示基準」に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から一般消費者向けに販売されるすべての加工食品に適用されています。

加工食品の表示については、以下（表 4 参照）の 6 つの事項を容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示することが義務付けられています。

なお、飲食料品を製造若しくは加工し、消費者に直接販売する場合、又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合は、名称、原材料名等を表示する必要はありません。

また、場合によっては表示事項を省略できることがあります。

例) 原材料が一種類のみであるもの(缶詰、食肉製品を除く)は「原材料名」

常温で保存すること以外にその保存に関して留意すべき特段の事項がないものは「保存方法」

表 4

表示事項	表示方法
名称	その内容を表す一般的な名称を記載します。
原材料名	食品添加物以外の原材料名は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載します。 食品添加物は、原材料に占める重量の多いものから順に食品衛生法施行規則の規定に従い記載します。
内容量	内容重量、内容体積又は内容数量を表示します。
賞味期限	消費期限又は賞味期限を記載します。 定められた方法により保存した場合において、腐敗等品質の劣化に伴い安全性を欠く恐れがない期限を示すものは「消費期限」、期待される全ての品質の保持が可能であると認められる期限を示すものは「賞味期限」とします。
保存方法	飲食料品の特性に従い、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10 以下で保存すること」等と記載します。
製造者	製造者等の氏名又は名称及び住所を記載します。表示を行うものが販売業者である場合は、「製造者」を「販売者」と、加工包装業者である場合は、「製造者」を「加工者」と代えて記載します。

以前より同じ表示事項に 2 つの用語(賞味期限・品質保持期限)が存在することから「分かりにくい」等の指摘があり、「食品の表示に関する

共同会議」（19 ページ参照）において検討された結果、平成15年7月、「賞味期限」に統一されました。なお、平成17年7月31日以前に製造、加工又は輸入されるものについては改正前の基準によることができます。

#### イ．加工食品の原料原産地の表示

近年、食品の製造における原料調達先の多様化が進む中、国内で製造・加工される加工食品の原材料の原産地についても、食品の品質に関する情報として重要になってきています。現在農産物漬物等8品目について原材料の原産地表示が義務付けられているところですが（表5参照）、原料原産地表示の対象品目については、消費者・事業者双方にとってわかりにくいとの指摘があることから、「食品の表示に関する共同会議」において見直され、産地を強調する表示の扱いや義務表示対象品目の選定ルールについて、平成15年8月に報告書が公表されました。

この報告書に基づく事務局案に対して消費者、事業者等から寄せられた意見を踏まえ、平成16年4月に、加工食品全般について、強調して表示された産地が製品の加工地なのか原料の原産地なのか不明確な表示を禁止することや、生鮮食品に近い20の加工食品群を義務表示対象として横断的に網羅することを内容とする加工食品品質表示基準の改正案が審議され、了承されたところです。

表 5

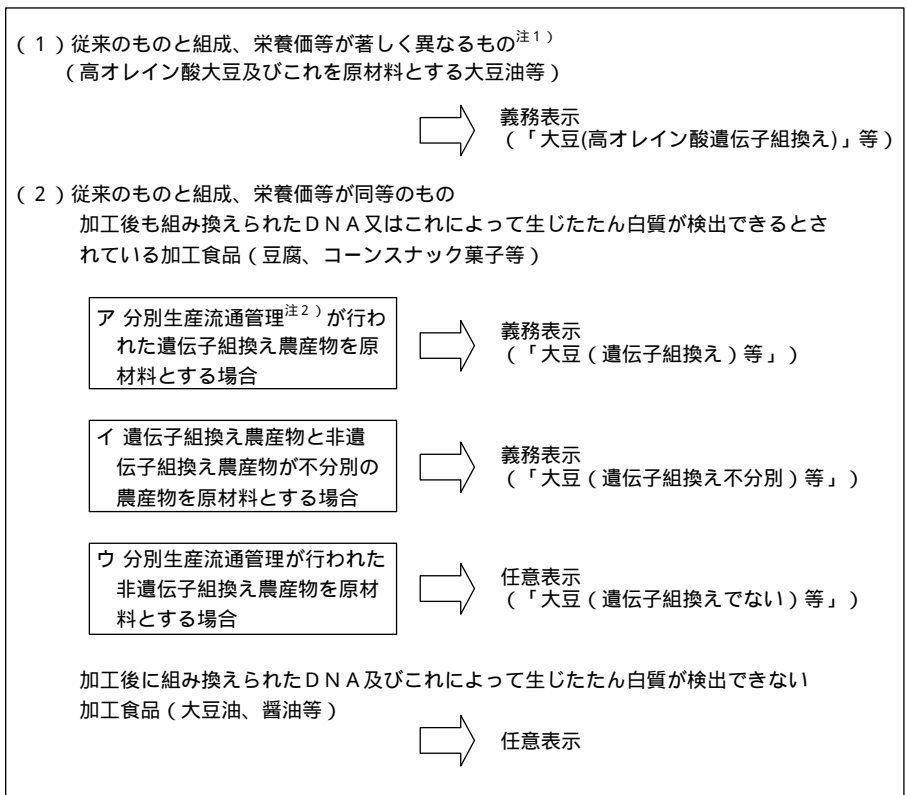
品目	義務付け日
梅干・らっきょう漬け	平成13年10月1日
農産物漬物（上記以外の漬物）	平成14年4月1日
水産加工品（塩さば、あじ・さばの開き、うなぎの蒲焼、塩蔵・乾燥わかめ）	平成14年2月1日
かつお削りぶし	平成14年6月1日
野菜冷凍食品	平成15年3月1日

#### (4) 遺伝子組換え食品の表示

遺伝子組換え食品の表示については、平成 12 年 3 月 31 日に告示された遺伝子組換え食品の品質表示基準に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から義務付けられています。

この表示は、消費者の商品選択のための情報提供という観点から、厚生労働省において安全性が確認され、国内で流通する可能性のある遺伝子組換え食品について義務付けているものです。(図 5 参照)

図 5 遺伝子組換え食品の表示方法



注1) (1)は消費者の選択に資するための表示であり、JAS法のみにより定められている。

注2) 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を、農場から食品製造業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起らないように管理し、そのことが書類等により証明されていることをいう。

表示の対象となる食品は、5つの農産物及びこれらを原材料とする加工食品であって、加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が検出できるとされているものです。(次頁表6参照)

なお、平成13年3月に厚生労働省により安全性が確認された高オレイン酸大豆及びその加工品については、DNAやたん白質の残存の有無にかかわらず、「高オレイン酸遺伝子組換え」である旨の表示を平成14年1月1日から義務付けられています。

また、義務表示対象品目については、新しい遺伝子組換え食品の商品化の状況や検出方法に関する新たな知見を踏まえて、毎年見直しを行うこととされています。

## 4．監視体制と違反への対応

### (1) 監視体制

ア．JAS規格の監視等

認定製造業者等が引き続き認定の技術的基準に適合しているかどうか、格付や格付の表示の業務が適正に行われているかどうかについて、定期的に認定機関による調査が行われます(認定輸入業者も同様です。)

また、(独)農林水産消費技術センターにより、JAS格付等の業務が的確に行われていることを確認するため、登録格付機関、登録認定機関の業務の実施状況の監査が行われるほか、JASマーク製品の買い上げ、分析等が実施されます。

さらに、農林水産大臣は登録格付機関や登録認定機関(外国も含まれます。)の業務が適正に行われているかどうかについて必要に応じて立入検査を行うことができます。

表6 表示の対象となる食品

(1) 農産物(5作物)

大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実

(2) 加工食品(30食品群)

加工食品群	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 1から9までを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆(調味料)を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く)	とうもろこし
23 とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 16から20までを主な原材料とするもの	とうもろこし
25 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29 25から28までを主な原材料とするもの	ばれいしょ
30 ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの	ばれいしょ

注1) 表中10~15、21~24、29~30は食品群を表しており、これに該当する加工食品は相当数になる。

注2) 主な原材料とは、加工食品の全原材料のうち、重量が上位3位までのもので、かつ原材料に占める重量割合が5%以上のものをいう。

注3) 組み換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質が、広く認められた最新の技術によっても検出できない加工食品については、表示の対象外としている。具体的には、醤油、大豆油、コーンフレーク、コーン油、異性化液糖などが該当する。

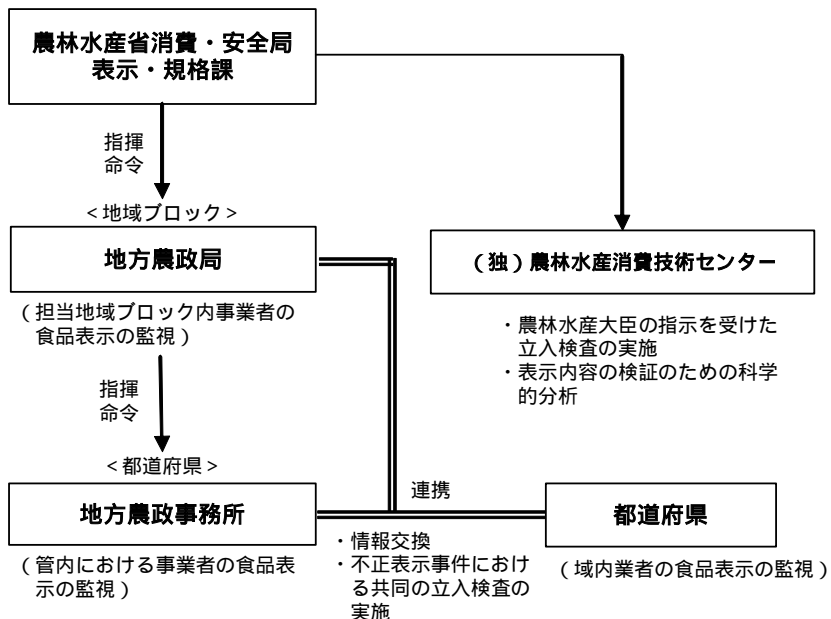
## イ．品質表示基準の監視等

地方農政局・地方農政事務所では、全国の百貨店、スーパー、食料品専門店等の生鮮食品小売店舗において、名称、原産地等の品質表示が適正に行われているかを恒常的に調査しています。

また、消費者の関心の高い食品を選定し、(独)農林水産消費技術センター等による科学的分析を活用して、小売店舗の仕入れ先である製造業者等にまで追跡調査することにより、その原産地表示等が真正であるか否かを確認する特別調査を随時実施することとしています。

これらの調査の結果、不適正な品質表示が認められた場合には、立入検査を実施し、必要な行政措置をとります。なお、これらの農林水産大臣の権限の一部は、都道府県知事が行うこととされています。(図6参照)

図6 食品表示の監視体制



また、広く国民から食品表示に関する情報を受付ける「食品表示110番」を全国65箇所に設置するとともに、消費者の方々に日常の買い物等を通じて食品表示の継続的なモニタリング等を行って頂く食品表示ウォッチャー（平成16年度：国（JAS協会）502名、都道府県約3,400名）を設置しています。

## (2) 違反への対応

### ア．JAS規格に関する違反への対応

格付を受けていない生産物や製品にJASマークやこれと紛らわしい表示をして販売した者に対しては、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課されます。

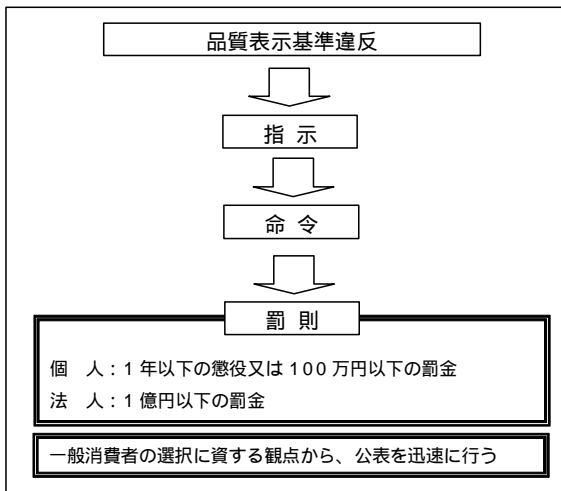
登録格付機関、認定事業者による格付又はJASマークの表示が適当でない場合には、農林水産大臣は、その改善措置又はJASマークの除去・抹消を命ずることができます。その他、登録格付機関、登録認定機関又は認定事業者が、登録又は認定の基準を満たさない場合、農林水産大臣は当該登録又は認定を取り消すことができます。

特に、有機農産物及び有機農産物加工食品について、JAS規格による格付を受けずに「有機」等と表示をして販売した者に対しては、農林水産大臣がその表示の除去・抹消を命じ、又はその製品の販売を禁止することができます。

### イ．品質表示基準に関する違反への対応

品質表示基準に違反している製造業者や販売業者等に対し、農林水産大臣は、以下の(ア)(イ)の指針に則り指示及び公表を行います。その事業者が指示に従わない場合には、その事業者に対し改善措置を命ずることができ、それでもなお命令に従わない場合は、個人と法人の別に罰則が課せられます。（図7参照）

図 7



#### (7) 指示の指針

品質表示基準に違反している事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行います。

品質表示基準に定められた表示事項が表示されていないが、違反事業者が直ちに改善する意思を示している場合、表示事項を表示するよう指導します。

品質表示基準に定められた遵守事項が遵守されていないが、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反業者が直ちに改善する意思を示している場合、遵守事項を遵守するよう指導します。

なお、  
、  
の指導を行ったにもかかわらず、その指導に従わなかったことが確認された場合には、指示を行います。

## (1) 公表の指針

指示をした場合は、情報公開法の趣旨に照らしても不開示と判断されるような例外的な場合を除き、原則として以下の事項を公表します。

違反した事業者の氏名又は名称及び住所

違反事実

指示の内容

なお、消費者利益の保護の観点から違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても公表する場合があります。

## 5 . J A S 制度の普及促進

J A S 制度の普及を主な事業としている社団法人 日本農林規格協会（通称 J A S 協会）では、

普及啓発用資料としてのポスター・パンフレット等の作成配布

インターネットでの普及を図るためのホームページの公開

一般消費者向けの展示会の開催

等の活動のほか、毎年 11 月の J A S 普及推進月間を中心に一般企業向けの J A S 講習会、展示会の開催、印刷物等を通じての P R 等、種々の事業を行って J A S 制度の普及促進に努めています。

また、コーデックス等の国際食品規格をはじめ、農林水産業及びこれらの関連産業に関する規格制度等を調査し、広く一般に普及されることを目的とした諸事業もすすめています。

なお、J A S 制度の普及促進については、農林水産省でも消費者に対する学習会、各種展示等を行っています。